

現場説明書

業務名 終末処理場水処理設備浚渫委託
履行場所 飯塚市 柳橋 地内
履行期間 契約締結の日の翌日から 日間
又は令和 4年12月23日まで

記

- 1 本委託の実施にあたっては、本書、福岡県県土整備部（旧土木部）発行の土木工事共通仕様書、土木工事施工管理の手引き及びその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。
- 2 実施については、監督員と十分な打合せを行い、かつ、履行期間を厳守すること。
なお、実施中、疑義が生じた場合は、監督員に通知し指示を受けること。
- 3 設計図書になくとも技術上又は施工上必要と認められる事前調査（地下埋設物・家屋等の現況等）並びに軽微なものについては、監督員と協議し施工すること。
- 4 事前に設計図書に基づき業務区間の測量等を行い、結果について報告のこと。
- 5 実施にあたっては、災害防止に留意するほか、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定事業場に関する規定を遵守すること。
なお、実施に起因して事故等が発生した場合は、監督員に報告し、受注者の責任において一切を解決すること。
- 6 委託に伴う苦情は、監督員に報告し、速やかに処理すること。
- 7 受注者は、地場産業の育成を考慮し、本委託に係る関連工事等について、地元業者及び地場産業製品等を採用することを最優先すること。
- 8 委託の実施にあたっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働災害の防止に努め、また、実施中の交通事故防止について、特に留意すること。
- 9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 飯塚市が発注する建設工事等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、発注者に報告すること。

(3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

10 発注者は完成検査後、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払うものとする。

11 業務の実施においては、関連する業務（「終末処理場運転管理業務委託」、「終末処理場及び各ポンプ場施設設備保守点検委託」、「終末処理場・各ポンプ場廃棄物清掃管理及び汚泥脱水ケーキ運搬委託」及び別途発注予定の「終末処理場水処理設備修繕」）と密に協議を行い、汚水処理に支障をきたさない様、努めるものとする。

12 受注者は、業務履行に当り携帯用ガス検知器を常備し、電撃、毒性ガス、酸欠ガス、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択および作業員の配置割当を行い、危険防止に努めること。